

2 千葉の未来を担う子どもの育成

(1) 子どもと子育て世代への強力サポートづくり

○人口減少・少子高齢社会に対応した施策検討事業【新規】（政策企画課） 13,000千円

人口減少・少子高齢社会を迎え、本県活力の低下が懸念される中、「暮らし満足度日本一」の実現に向け、千葉県をさらに発展させていくため、県内外から選ばれる魅力ある地域づくりに向けた施策を検討します。

〔事業内容〕

1 人口減少・少子高齢社会に向けた施策検討 10,000千円

本県と本県周辺地域の自治体における子育て・教育、居住・安全安心など各種施策を比較検証し、地域の魅力を分析するとともに、総合計画で示した5つのゾーンごとに市町村との検討会を開催し、県内各地域の特性を生かした競争力強化策を検討します。

〔主な検討内容〕

- ・地域のイメージアップに向けた施策
- ・若年者や女性が住みやすく、働きやすい環境づくりに関する新たな取組
- ・子育て環境のさらなる充実に向けた施策
- ・高齢者へのより充実した生活支援のあり方 など

2 企業内保育所の整備促進に係るモデルケースの構築 3,000千円

多様な主体による保育所整備を促進し、子育て世代にとって重要な保育所機能を強化するため、企業内保育所の整備に関するモデルケースの構築に向けた調査・検証を行います。

〔実施内容〕

- ・立地条件や新たな整備・運営手法の検討
 - ・新たな整備・運営手法に係る採算性の検証
- ⇒ 検証結果を県内企業、市町村等に情報提供

○子ども医療費助成事業（児童家庭課） 6,700,000千円（H25 6,610,000千円）

子どもの受ける医療の充実や保護者の経済的負担軽減を図るため、子どもの医療受診に要する費用を助成します。

- [実施主体] 市町村
- [負担割合] 県1/2、市町村1/2（千葉市のみ県1/4、市3/4）
- [助成対象] 入院 中学校3年生まで
通院 小学校3年生まで
- [自己負担] 入院1日、通院1回につき300円
- [支給方法] 現物給付

○保育所緊急整備事業（児童家庭課） 5,478,000千円（H25 4,267,000千円）

待機児童の早期解消のため、国の交付金により造成した基金を活用し、民間保育所の施設整備に対し助成します。

1 保育所緊急整備事業 4,684,000千円

民間保育所の施設整備費に対し助成します。

- [補助対象] 民間保育所の創設、増築、増改築、大規模修繕
- [補助率] 国（基金）1/2・市町村1/4 等

2 賃貸物件による保育所整備事業 794,000千円

賃貸物件による民間保育所の設置事業費に対し助成します。

- [補助対象] 民間保育所の賃貸物件の賃借料、改築費用
- [基準額] ①賃借料：1施設上限 40,000千円

②改修費：（本園）1施設25,000千円（分園）1施設20,000千円

○保育所整備促進事業（児童家庭課） 1,000,000千円（H25 1,000,000千円）

待機児童の早期解消を図るため、保育所の施設整備費について国の助成に県が独自の加算措置を行い、緊急的に保育所の整備を促進します。

[補助対象] 民間保育所の創設、増築、増改築

[補助率] 安心こども基金事業の補助対象基準額を超える額の1/2

[上限額] 定員1人あたり2,800千円

○保育士人材確保等事業（児童家庭課） 704,156千円（H25 663,360千円）

不足している保育士の確保を図るため、潜在保育士等の就労や保育士の給与改善を促進するなど、人材確保対策を実施します。

1 ちば保育士・保育所支援センター運営事業 4,108千円

潜在保育士等の就労支援窓口の設置・運営

2 保育士研修等事業 15,048千円

保育士の専門性の向上に係る研修、保育士養成施設の学生や潜在保育士を対象とした就職説明会・研修の実施

3 保育士等処遇改善臨時特例事業 685,000千円

保育士の給与水準の引上げを行う私立保育所に対する助成

○保育対策等促進事業（児童家庭課） 1,441,000千円（H25 1,280,000千円）

保育所等で行う延長保育や病児・病後児保育等に対し助成します。

[補助率] 国1/3・県1/3・市町村1/3 等

- 1 特定保育事業 60,000千円
親の就業形態に合わせた断続的な保育を行う事業
- 2 休日・夜間保育事業 25,000千円
日曜祝日等の休日や夜間の保育を行う事業
- 3 病児・病後児保育事業 258,000千円
病児・病後児等を看護師等により保育所・病院で預かる事業
- 4 待機児童解消促進等事業 95,000千円
家庭的保育事業や保育所分園の運営等に対する支援を行う事業
- 5 延長保育促進事業 1,003,000千円
保育所の通常の開所時間である11時間を超えて保育を行う事業

○すこやか保育支援事業（児童家庭課） 350,000千円（H25 288,000千円）

民間保育所の国の基準を上回る保育士の加配や、乳児保育・障害児保育のための保育士の配置に要する経費に対して助成します。

[補助対象]

- 1 基本分 280,000千円
- 2 特定乳幼児・障害児受入分 70,000千円

[補助率] 基本分：県1/2・市町村1/2 ※政令・中核市除く

特定乳幼児・障害児受入分：県1/3・市町村2/3 ※政令・中核市除く

○放課後児童健全育成事業（児童家庭課） 1,737,500千円（H25 1,575,900千円）

仕事などで保護者が昼間家庭にいない児童の生活や遊びの場となる「放課後児童クラブ」を実施する市町村の運営費等に対し助成します。

[補助対象] 原則として開設日数250日以上、児童数10人以上のクラブ

- 1 放課後児童健全育成事業 1,537,000千円
放課後児童クラブの運営に要する経費に対して助成します。
- 2 放課後児童クラブ支援事業 200,500千円
障害児の受入、ボランティアの派遣等に要する経費に対して助成します。

[補助率] 国1/3・県1/3・市町村1/3 ※政令・中核市除く

○放課後児童クラブ施設・設備整備事業（児童家庭課）

294,500千円（H25 201,000千円）

放課後児童健全育成事業を実施するために必要な施設・設備の整備等に対し助成します。

[補助率] 国1/3・県1/3・市町村1/3 ※政令・中核市除く

1 放課後児童クラブ施設整備費補助 236,000千円

単独で設置する放課後児童クラブの創設、改築、拡張、大規模修繕等に対し、助成します。

2 放課後子ども環境整備事業 58,500千円

(1) 放課後児童クラブ設置促進事業 52,900千円

小学校の余裕教室等を改修して放課後児童クラブを設置した場合に助成します。

(2) 放課後児童クラブ環境改善事業 4,600千円

放課後児童クラブの設備の更新等に対し、助成します。

(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1,000千円

放課後児童クラブに障害児を受け入れるために必要な改修、設備整備に対し、助成します。

○放課後子ども教室推進事業（生涯学習課）

73,070千円（H25 61,900千円）

子どもたちの安全・安心な居場所づくりのため、小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得て、勉強・スポーツや地域住民との交流活動等を実施します。

・放課後子ども教室事業（市町村への補助金） 72,938千円

[負担割合] 国1/3、県1/3、市町村1/3

・推進委員会及び指導者研修会の開催（県事業） 132千円

[負担割合] 国1/3、県2/3

[内容] 地域における児童生徒の安心・安全な居場所づくりの検討 等

○児童虐待防止対策事業（児童家庭課） 129,996千円（H25 122,666千円）

児童虐待の未然防止・早期発見や被虐待児童へのフォローアップの充実のため、児童相談所で児童虐待に対応する非常勤職員を増員するほか、市町村や関係機関への研修を行い相談体制の充実を図ります。

[事業内容]

- 1 児童相談所虐待防止体制強化事業 102,376千円
児童虐待対応協力員や児童安全確認協力員の配置による虐待対応の強化
24時間365日の電話相談、一時保護児童への心理的ケアの実施 等
- 2 児童相談所専門機能強化事業 14,063千円
児童相談所職員に対する各種研修の実施、専門家の協力・助言を得る体制の構築 等
- 3 児童虐待対策関係機関強化事業 3,202千円
市町村担当者等への各種研修の実施、専門家の派遣などの関係機関への支援 等
- 4 子ども虐待防止地域力強化事業 10,355千円
オレンジリボンキャンペーンの実施、児童虐待に係る通告先の周知や意識啓発 等

○子育て応援！チーパス事業（児童家庭課） 25,493千円（H25 10,845千円）

企業等の協賛により、子育て家庭が各種サービスを受けられる子育て支援事業を実施します。

[対象] 県内の妊婦又は中学生までの子どもが1名以上いる家庭

[実施方法] ①優待カード「チーパス」を市町村を通じて各家庭に配布

②協賛事業者は協賛ステッカーを掲示し、各種サービスを提供

③対象者は優待カードを提示することで、サービスを受けられる

○子ども・子育て支援事業支援計画策定事業【新規】（児童家庭課） 1,857千円

「千葉県子ども・子育て会議」を設置・開催し、「子ども・子育て支援事業支援計画」の策定等を行います。

(2) 世界に通じ未来支える人づくり

○次期「教育振興基本計画」策定事業【新規】(教育政策課) 3,800千円

新たに設置する「光り輝く『教育立県ちば』を実現する有識者会議」からの意見を踏まえ、次期教育振興基本計画を策定します。

- | | |
|-----------------------------|---------|
| ① 光り輝く『教育立県ちば』を実現する有識者会議の設置 | 1,650千円 |
| ② 教育振興基本計画関係者会議の設置 | 766千円 |
| ③ 次期教育振興基本計画作成 | 1,384千円 |

○ちばっ子「学力向上」総合プランの推進(指導課) 160,790千円(H25 128,800千円)

児童生徒の学力向上のため、教員の育成及び児童生徒の学習意欲の向上を目指した取組を実施します。

(主な事業)

- ①学習サポーター派遣事業 125,364千円

児童生徒の学力向上のため、学校教育の一環として行う放課後の補充学習等の取組に対して、退職教員や教員を志望する大学生などによる学習サポーターを小中学校に派遣します。

- ・学習サポーター派遣校：公立小中学校 165校
- ・実施内容：放課後における補充学習、少人数指導等の学習支援

- ②「学びの突破口ガイド」の作成 2,198千円

小学校で学ぶ基礎から応用までの内容について、児童がつまずきやすい学習上の要点を集め、つまずきの克服や授業の改善のためのガイドを作成し、各学校に配布します。

- ③「若手教員育成推進員」活用事業 2,870千円

各教育事務所内に若手教員育成推進員を配置し、地域に合わせた研修会の企画・運営を行います。

- ④特別非常勤講師配置事業 16,600千円

免許状を持たないが、各分野において優れた知識・技能を持つ人材を特別講師として採用し、専門科目の授業やクラブ活動等を行います。

[配置校] 公立小・中・高等学校

○グローバル人材プロジェクト事業（指導課） 73,000千円（H25 11,684千円）

千葉県の子どもたちが、国際的に活躍できる人材に育つよう、国からの補助金を活用して、これまで実施してきた高校生の海外長期留学助成制度に加え、新たに短期留学へ助成するとともに、外国語指導教員のレベルアップなどに取り組みます。

（主な事業）

- ・高校生海外留学助成事業 21,000千円

〔対象者〕高校生等

〔対象経費〕国際航空運賃、傷害保険料、出国手続諸費用、外国での授業料 等

〔助成額〕1人につき上限30万円（2週間以上1年未満の短期留学は上限10万円）

- ・スーパーグローバルハイスクール【新規】 47,900千円

国から指定された公立高校において、幅広い教養、問題解決力等の国際的素養を身につけるとともに、英語圏の高校生と対等に討論できる語学能力を養成します。

- ・英語教育強化推進事業 2,500千円

県内1地域を指定し、小中高の系統的な英語教育について先進的な取り組みを支援します。

- ・英語担当教員の指導力向上事業【新規】 1,600千円

英語担当教員の研修を実施し、指導力の向上を図ります。

○英語等外国語教育推進事業（指導課） 226,288千円（H25 223,772千円）

県立学校において外国語指導助手（ALT）による授業等を行うほか、日本語指導を必要とする県立学校の外国人児童生徒に対する支援を行います。

〔事業内容〕

- ・語学指導等を行う外国青年（ALT）招致事業 217,116

- ・外国人児童生徒等教育相談員派遣事業 9,172

○学校におけるいじめ防止対策の推進

681,000千円 (H25 598,077千円)

いじめの未然防止、早期発見に向け、カウンセリング相談の時間を拡充するとともに、新たに小学校へスクールカウンセラーを配置します。さらに、総合的ないじめ防止基本方針の策定など、全ての児童・生徒が安心して学習等に取り組むことができる体制づくりを進めます。

[主な事業]

(1) 学校への支援体制の強化 (指導課・警務課) 613,739千円 (H25 537,955千円)

- ・スクールカウンセラーの配置等 (指導課) 530,601千円

児童生徒のカウンセリングや保護者等への助言を行うため配置します。

[配置人数] 小学校 35人 (新規) 年 117時間 (隔週 1回 6.5時間×18週)

全公立中学校 326人、県立学校 70人、教育事務所等 11人

年 228時間 (週 1回 6.5時間×35週)

[補助率] 国 1/3、県 2/3

- ・スクール・サポーター (警務課) 83,138千円

学校のいじめや非行防止対策を継続的に支援するため各少年センターに配置します。

[配置人数] 28人

(2) 相談体制等の充実 (指導課・県民生活課) 62,061千円 (H25 60,122千円)

- ・子どもと親のサポートセンター等における相談事業 (指導課) 57,036千円

子ども、保護者、教員等からの教育に関する相談に応じます。

[センターでの窓口相談] 平日 8:30~17:15

[24時間いじめ電話相談] 平日 17:15~翌朝 8:30、土・日・祝日 8:30~翌朝 8:30

- ・ネットパトロールの実施 (県民生活課) 5,025千円

ネットいじめ、非行、犯罪被害防止の観点から、青少年の書き込み頻度の高いサイトや掲示板などを監視します。

(3) 総合的ないじめ防止基本方針の策定【新規】(指導課) 5,200千円

平成 25 年 9 月に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づく総合的ないじめ防止基本方針を策定し、学校におけるいじめ対策の体制を整えるとともに、啓発を行います。

- ・いじめ防止対策推進に関する有識者会議の開催 642千円
- ・いじめ問題対策連絡協議会の開催 37千円
- ・いじめ防止対策等に関する啓発資料の作成等 4,521千円

○子ども・若者育成支援推進事業（県民生活課） 13,260千円（H25 13,000千円）

ひきこもりやニート、不登校などの問題を抱える子ども・若者に対し、支援機関の紹介を行うワンストップ相談窓口として、「千葉県子ども・若者総合相談センター」を運営し、専門の相談員による適切な助言や情報を提供します。

[主な事業]

千葉県子ども・若者総合相談センター運営経費 12,433

○道徳教育推進プロジェクト事業（指導課） 32,200千円（H25 31,297千円）

小・中・高等学校の児童・生徒の発達段階に応じた道徳教育の推進を図ります。

[主な事業]

- ・高等学校用読み物教材の作成 23,583千円
- ・教員向け指導資料集の作成 2,790千円
- ・道徳教育推進校における研究 3,500千円

[研究内容] 映像教材の活用を含めた道徳教育全体に関する実践的な研究

[実施校等] 県立高等学校10校、再委託5市町村

- ・心の教育推進キャンペーン 1,725千円

[内容] 道徳教育の公開授業を実施します。

○学校における食物アレルギー対策事業【新規】（学校安全保健課） 1,000千円

児童生徒の食物アレルギーに起因するアナフィラキシーショックへの対処方法等について、教職員等を対象に研修を実施します。

[内容] アドレナリン自己注射薬の実習、事例発表等

[対象] 県内小、中、高、特別支援学校等の教職員

○高等学校再編事業（財務施設課）

265,700千円（H25 38,200千円）

（債務負担行為 334,000千円）

東葛飾高校への中学校の併設や、小見川高校への福祉コースの設置に係る整備に向けた実施設計を行います。

また、大原高校、岬高校及び勝浦若潮高校を統合し、現在の大原高校に総合学科を設置するために必要な整備を進めます。

① 東葛飾高校への中学校併設：校舎・体育館の設計等 45,500千円

② 小見川高校福祉コース設置：福祉実習室実施設計 2,000千円

③ 大原・岬・勝浦若潮高校統合：実習棟新築、既存校舎改修等

218,200千円（債務負担行為334,000千円）

○県立学校空調設備整備事業（財務施設課）

134,552千円（H25 67,914千円）

疾病や障害等により体温調整が困難な児童生徒のために、特別支援学校の工芸室などの作業実習室に空調設備を整備します。また、教職員の執務環境の改善を図るため、県立高校の職員室等管理諸室に空調設備を整備します。

[事業内容]

1 特別支援学校作業実習室空調設備整備 104,048千円

[対象校] 袖ヶ浦特別支援学校、松戸特別支援学校等 7校41室

2 高等学校職員室等管理諸室空調設備整備 30,504千円

[対象校] 設計 4校

空調設備リース 8校（新規4校、継続4校）

○特別支援学校整備事業（財務施設課）

2,394,168千円（H25 657,327千円）

（債務負担行為 33,000千円）

特別支援学校の児童生徒の増加に伴う過密化・教室不足に対応するため、高等学校の空き校舎などを活用した整備を進めます。

[主な事業]

- | | | |
|------------------------------------|-------------|-------------------|
| (1) 高等学校を活用した施設整備 | 1,567,000千円 | |
| ・(仮称)大網白里特別支援学校の新設(旧白里高校の改修) | | 73,000千円 |
| ・(仮称)松戸矢切特別支援学校の新設(旧松戸矢切高校の改修) | | 79,000千円 |
| ・(仮称)船橋旭特別支援学校の新設(旧船橋旭高校の改修) | | 1,388,000千円 |
| ・湖北特別支援学校の整備 | | 27,000千円 |
| (2) 市町村立小中学校等を活用した施設整備 | 823,000千円 | |
| ・(仮称)飯高特別支援学校の新設(旧匝瑳市立飯高小学校の改修) | | 465,000千円 |
| | | (債務負担行為 33,000千円) |
| ・(仮称)習志野特別支援学校の新設(習志野市立袖ヶ浦東幼稚園の改修) | | 348,000千円 |
| ・(仮称)栄特別支援学校の新設(栄町立栄東中学校の改修) | | 10,000千円 |

○特別支援アドバイザー事業（特別支援教育課）

55,925千円（H25 55,900千円）

障害のある幼児・児童・生徒の指導・支援のあり方等について、公立の幼稚園、小・中・高校からの要請に応じて特別支援アドバイザーを派遣し、教職員や特別支援教育支援員等に対する助言・援助を行います。

[配置数] 20名

[派遣先] 公立の幼稚園、小学校・中学校・高等学校

[業務内容]

- ・実態把握や学習上、生活上の指導・支援の在り方に関する助言・援助
- ・個別の指導計画及び教育支援計画の作成・活用に関する助言・援助
- ・校（園）内支援体制づくりに関する助言・援助 等

○高等学校特別支援教育支援員配置事業（特別支援教育課）

19,089千円（H25 19,017千円）

県立高等学校において、生活全般の介助を必要とする生徒への適切な支援を行うため、特別支援教育支援員を配置します。

[支援の対象者] 8名

[支援員数] 9名

[業務内容] 食事、排泄、教室間移動等の介助、代筆等の学習支援

[配置基準]

下記のいずれかに該当する場合に、状況観察の上、最終決定する。

- ・中学校在学時に支援員の介助を受けていたこと。
- ・車いすを使用し、食事、排泄等の介助を必要としていること。
- ・保護者との協議に基づき、学校長から配置要請があること。

○私立学校経常費補助（一般補助）（学事課） 34,761,891千円（H25 34,563,547千円）

私立学校の振興と保護者負担の軽減を図るため、学校法人が行う教育に対する助成について、国標準単価を措置するとともに、高校では15,500円、幼稚園では2,800円を上乗せするなど、一層の拡充を図ります。

[内 訳]

	国標準単価（円） A	県単加算（円） B	H26補助単価（円） A+B	予算額 （千円）
高校（全日）	317,002	15,500	332,502	15,918,533
高校（通信）	67,030		67,030	56,976
中学校	309,581		309,581	3,362,050
小学校	307,957		307,957	1,053,213
幼稚園	176,205	2,800	179,005	14,156,073
専修学校	—			215,046
高等課程	—	166,251	166,251	115,046
専門課程	—	10,000	10,000	100,000
合 計	—	—	—	34,761,891

高校（全日制）：単価㊦328,229円→㊧332,502円（1.3%増）、〔県単上乗せ15,000円→15,500円〕

幼稚園：単価㊦176,100円→㊧179,005円（1.6%増）〔県単上乗せ2,400円→2,800円〕

中学校：単価㊦305,856円→㊧309,581円（1.2%増）

小学校：㊦304,243円→㊧307,957円（1.2%増）

○私立幼稚園教育振興事業補助（学事課） 183,080千円（H25 187,920千円）

私立学校の振興と保護者負担の軽減を図るため、学校法人立以外の幼稚園が行う教育に要する経常的経費に対し助成します。

- ・補助単価 7,960千円／園
- ・対象園数 23園

○公立高校授業料無償制の見直し【新規】（財務施設課） 3,430,400千円

公立高校授業料無償制の見直しに伴い、就学支援金及び奨学のための給付金の支給を行います。

（主な内容）

1 高等学校就学支援金 3,091,000千円

公立高等学校に在学する生徒に対し、就学支援金を支給します。

[対象者] 保護者の市町村民税所得割額の合計が304,200円未満の者

[支給額] 授業料相当額

2 奨学のための給付金 318,000千円

保護者の教育費負担の軽減を図るため、県内に在住する国公立高等学校等生徒に対し、奨学のための給付金を支給します。

[対象者] 保護者の市町村民税所得割額が非課税の者

[支給額]

国公立高校等に在学する者で、1人につき以下の額

- ・生活保護受給世帯（通信制に在学する者を除く） 年 32,300円
- ・第1子の高校生等がいる世帯 年 37,400円（通信制27,800円）
- ・23歳未満の扶養されている兄・姉がいる世帯で、第2子以降の高校生等がいる世帯 年129,700円（通信制36,500円）

[負担割合] 国1/3、県2/3

○私立高等学校等就学支援事業（学事課） 6,515,000千円（H25 6,756,000千円）

私立高校生等に対し、家庭の教育費負担の軽減を図るため、授業料の一部を助成します。

[支給対象]

- ・私立高校生、専修学校（高等課程）等生徒

[支給額]

- ・1人あたり 118,800円／年

ただし、平成26年4月以降に入学した者（新1年生）については、新たに低所得世帯に係る加算支給を増額するとともに、所得制限を設定する。

年 収 区 分	現 行（H26の新2・3年生）		改正後（H26の新1年生から）	
	1人あたり年額	予算額 （千円）	1人あたり年額（円）	予算額 （千円）
250万円未満	237,600円（2.0倍）	594,713	297,000円（2.5倍）	294,921
250万円以上350万円未満	178,200円（1.5倍）	268,726	237,600円（2.0倍）	142,085
350万円以上590万円未満	118,800円（1.0倍）	3,662,960	178,200円（1.5倍）	243,956
590万円以上910万円未満			118,800円（1.0倍）	1,290,168
910万円以上				
合 計		4,526,399		1,971,130

○私立高等学校等授業料減免事業補助（学事課） 689,000千円（H25 820,000千円）

学校法人が保護者に対し、授業料の全部又は一部を免除した場合、その経費を助成します。

[補助内容]

- ・全額減免：生活保護を受けている者、年収350万円未満程度の者
- ・3分の2減免：年収350万円～640万円以下程度の者など

○私立高等学校等奨学のための給付金事業【新規】(学事課)

68,000千円

保護者の教育費負担の軽減を図るため、私立高等学校等の生徒に対し、奨学のための給付金を支給します。

[対象者] 保護者の市町村民税所得割額が非課税の者

[支給額]

県内に在住する私立高校生等1人につき以下の額

- ・生活保護受給世帯(通信制に在学する者を除く) 年52,600円
- ・第1子の高校生等がいる世帯 年38,000円(通信制28,900円)
- ・23歳未満の扶養されている兄・姉がいる世帯で、第2子以降の高校生等がいる世帯 年138,000円(通信制38,100円)

[負担割合] 国1/3、県2/3

○私立高等学校入学金軽減事業補助(学事課)

79,000千円(H25 65,000千円)

入学金の納入が困難な状態にある保護者に対し、学校法人が行う入学金軽減に要する経費の一部を助成します。

[補助対象者]

- ・生活保護を受けている者
- ・年収350万円未満程度の者

[補助額] 入学金の2分の1相当額と学校法人が軽減した額のいずれか低い額

(限度額:5万円)